

通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）
運営の手引き

令和元年 7 月
館林市高齢者支援課

目 次

※通所介護従前相当サービスと基準が大きく異なる箇所に、◆を表示しております。

| 項目 | 貢 |
|-----------------------------------|----|
| I 基本方針等 | 1 |
| 1 介護予防・日常生活支援総合事業 | 1 |
| 2 通所型サービス A ◆ | 1 |
| 3 基準・方針等 | 2 |
| (1) 基準の制定 | 2 |
| (2) 事業の一般原則 | 2 |
| II サービスの提供の方法 ◆ | 3 |
| 1 実施内容等 | 3 |
| 2 単位の考え方 | 3 |
| 3 人員基準 | 4 |
| (1) 管理者 | 4 |
| (2) 従事者 | 4 |
| 4 設備基準 | 6 |
| (1) サービスを提供するために必要な場所 | 6 |
| (2) 消火設備その他非常設備 | 6 |
| III 通所型サービス A と通所介護等を一体的に運営する場合 ◆ | 7 |
| 1 定員及び事業所規模の区分等の取扱い | 7 |
| (1) 定員 | 7 |
| (2) 事業所規模の区分 | 7 |
| (3) 定員超過（減算） | 7 |
| 2 人員等の取扱い | 8 |
| (1) 人員の取扱い | 8 |
| (2) 人員欠如（減算） | 8 |
| (3) 通所介護等と一体的に運営する場合、介護職員・従事者の考え方 | 8 |
| IV 運営基準 | 12 |
| 1 サービス開始の前に | 12 |
| (1) 内容及び手続の説明及び同意 | 12 |
| (2) 提供拒否の禁止 | 12 |
| (3) サービス提供困難時の対応 | 12 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (4) 受給資格等の確認 | 1 2 |
| (5) 要支援認定等の申請に係る援助 | 1 2 |
| 2 サービス開始に当たって | 1 3 |
| (1) 心身の状況等の把握 | 1 3 |
| (2) 地域包括支援センター等との連携 | 1 3 |
| (3) 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 | 1 3 |
| (4) 介護予防サービス計画等の変更の援助 | 1 3 |
| (5) 個別サービス計画 ◆ | 1 3 |
| 3 サービス提供時 | 1 4 |
| (1) サービス提供の記録 | 1 4 |
| (2) 利用料等の受領 | 1 4 |
| (3) 基本取扱方針 | 1 4 |
| (4) 具体的取扱方針 | 1 5 |
| 4 サービス提供時の注意点 | 1 5 |
| (1) 利用者に関する市への通知 | 1 5 |
| (2) 緊急時等の対応 | 1 5 |
| 5 事業運営 | 1 6 |
| (1) 管理者の責務 | 1 6 |
| (2) 運営規程 | 1 6 |
| (3) 勤務体制の確保等 | 1 6 |
| (4) 衛生管理等 | 1 6 |
| (5) 定員の遵守 | 1 7 |
| (6) 非常災害対策 | 1 7 |
| (7) 揭示 | 1 7 |
| (8) 秘密保持等 | 1 7 |
| (9) 広告 | 1 7 |
| (10) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止 | 1 7 |
| (11) 苦情処理 | 1 8 |
| (12) 事故発生時の対応 | 1 8 |
| (13) 記録の整備 | 1 8 |
| (14) 会計の区分 | 1 8 |
| V 介護報酬請求 ◆ | 1 9 |

I 基本方針等

1 介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、従前の全国一律の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を市町村の実施する総合事業へ移行するものであり、平成29年4月までに全国の市町村が移行した。
- 総合事業では、訪問介護従前相当サービス及び通所介護従前相当サービスに加え、基準を緩和したサービスや住民等が提供するサービス等を提供可能な仕組みとなっており、市町村が地域の実情に応じて、その内容や費用、基準等を決めることができる。

2 通所型サービスA ◆

- 通所型サービスAは、通所介護従前相当サービスをもとに、「食事・入浴の提供を行わないこと」、「排泄等の介助を行わないこと」及び「利用者の外出、他者との交流の機会を継続的に支援し、社会参加を促すこと」で、利用者の心身機能の維持向上を図ることを目的として、館林市が創設したサービスである。
- 想定する対象者は、「通所介護等で入浴や食事のサービスは必要ないが、生活機能低下がみられ外出や交流の機会が必要なかた」「地域の通いの場やサロン等に自力で参加できないかた」とする。
- 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて機能訓練は行うものの、基本的には介護予防に資するサロンのような場を想定している。

3 基準・方針等

(1) 基準の制定

通所型サービスAの基準は、「館林市第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱」に規定しているが、基本的に、国の基準省令を準用することとし、一部の基準について国の基準省令から緩和している。

館林市における通所型サービスAの基準は館林市の要綱により規定されているが、その内容は次の基準を準用するものである。

[基準省令]

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第三号及び第4条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成18年厚生労働省令第35条）

(2) 事業の一般原則

- 利用者の意思及び人格を尊重して、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 事業を運営するにあたって、地域との結び付きを重視し、市、他の介護サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携並びに地域の人材及び社会資源の活用を図るように努めなければならない。

II サービスの提供の方法 ◆

1 実施内容等

| | |
|--------------|--|
| 対象者 | 要支援1・2、事業対象者 |
| 利用回数 | 要支援1・事業対象者：週1回 要支援2 : 週2回まで |
| サービス提供時間 | 1回2時間以上（最大半日程度） ※送迎時間は含めない |
| 実施内容 | 軽運動、レクリエーション、送迎 ※食事、入浴の提供は行わない ※排泄等の介助は行わない |
| 単価 | 基本報酬 1回当たり、323単位 同一建物減算 1回当たり、-87単位 |
| サービスの運営形態 | 一体型：通所介護等 ^(注1) と一体的に運営 〔同じ場所において、同じ時間帯にサービスを提供〕 単独型：通所介護等と一体的に運営しない場合 〔別室、別時間、間仕切り等により、空間を区別して サービスを提供〕 |
| 通所型サービスの併用利用 | 通所介護従前相当サービスと同時利用不可 |

(注1)

「通所介護等」とは、通所介護、地域密着型通所介護及び通所介護従前相当サービスを指す。

2 単位の考え方

■ 通所型サービスAの「単位」とは、通所型サービスAの提供が同時に一体的に行われるものをいう。

例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従事者を確保する必要がある。

○通所型サービスAが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

○午前と午後とで別の利用者に対して通所型サービスAを提供する場合

3 人員基準

(1) 管理者

- 原則として専ら通所型サービスAに従事する者を1名配置すること（非常勤可）。

ただし、管理者の業務に支障がないと認められる場合は、以下の兼務は可。

- 当該事業所における従事者との兼務
- 当該事業所と同一敷地内にある他の事業所の管理者との兼務

（例1）通所型サービスAの管理者と通所型サービスAの従事者との兼務。

（例2）通所型サービスAの管理者と同一敷地内にある通所介護の管理者との兼務。

※他の事業所の管理者以外との兼務はできないが、勤務を切り分けて、各々の事業所において非常勤として勤務することは可。

- 管理者の資格要件

管理者は、通所介護等と同一の事業所において一体的に運営される場合を除き、下記の資格のうちいずれかを必要とする。

- 介護福祉士
- 実務者研修修了者
- 介護職員初任者研修修了者
- 生活援助従事者研修修了者

※通所介護等と一体的に運営される場合は、管理者の資格要件はなし。

- 管理者の責務

- 従事者及び業務の管理を一元的に行うこと。
- 従事者の「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。

(2) 従事者

- 従事者の資格要件

資格要件なし。

- 必要員数

通所型サービスAの単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる従事者を常時2人以上配置すること。ただし、利用者15人を超える場合は上記従事者に加え、必要数を配置すること。

| | | |
|------|-----------|--------------|
| 配置基準 | ○利用者15人まで | 専従2人以上 |
| | ○利用者16人以上 | 上記従事者に加え、必要数 |

※看護職員は配置不要だが、利用者の急変時等に対応できるよう、緊急時の主治医等の連絡先をあらかじめ把握するとともに、緊急時の対応マニュアルを備えておくこと。

| 通所介護等と一体的に運営する場合 [一体型] | 通所介護等と一体的に運営しない場合 [単独型] |
|--|---|
| <p>○管理者</p> <p>配置 専従 1人以上（非常勤可） 資格 資格要件なし</p> | <p>○管理者</p> <p>配置 専従 1人以上（非常勤可） 資格 下記のうちいづれかを必要とする 介護福祉士、実務者研修修了者、 介護職員初任者研修修了者、 生活援助従事者研修修了者</p> |
| <p>○従事者</p> <p>配置 利用者 15人まで 専従 2人以上 利用者 16人以上 上記に加え、必要数 資格 資格要件なし</p> | <p>○従事者</p> <p>配置 利用者 15人まで 専従 2人以上 利用者 16人以上 上記に加え、必要数 資格 資格要件なし</p> |
| <p>※管理者の業務に支障がないと認められる場合は、当該事業所における従事者または同一敷地内にある他の事業所の管理者との兼務は可能。</p> <p>※他の事業所の管理者以外との兼務はできないが、勤務を切り分けて、各々の事業所において非常勤として勤務することは可能。</p> | |

4 設備基準

通所型サービスAの事業を運営するために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、消火設備その他の非常設備及び備品等を備えること。

ただし、通所介護等と通所型サービスAが同一事業所において一体的に運営されている場合は、通所介護等の設備等に関する基準を満たしていることをもって、通所型サービスAの基準を満たしているものとみなし、通所介護等の設備、備品等を共用することができる。

(1) サービスを提供するために必要な場所

サービスを提供するために必要な場所は、その合計した面積（有効面積）が、 3 m^2 に利用定員を乗じた面積以上とすること。

【 通所型サービスA事業所に必要な設備 】

○利用定員× 3 m^2 以上

※通所介護等と一体的に運営する場合

通所介護等と通所型サービスAの利用定員の合算× 3 m^2 以上

○通所型サービスAにおいては、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けることは不要。

○狭い部屋を多数設置することにより、面積を確保することは不可。

○サービスを提供するために必要な場所に、棚やロッカー等サービス提供と無関係なものを設置する場合、当該スペースは面積から除外すること。

○通所型サービスA事業所に備えた設備は、専ら通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限りではない。

(2) 消火設備その他非常設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。

【 消防法その他の法令等 】

利用者の安全を確保するために、通所型サービスA事業所には、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。建物の使用用途、面積等によって消火器等の設置を求められる場合があるため、最寄りの消防署等に確認すること。

消防法ほか、建築基準法等においても建築物の防火等に係る規定が設けられているため確認すること。

III 通所型サービスAと通所介護等を一体的に運営する場合 ◆

III 通所型サービスAと通所介護等を一体的に運営する場合について においては、

①から③は以下の内容を指します。

- ① 通所介護（地域密着型通所介護を含む）
- ② 通所介護従前相当サービス
- ③ 通所型サービスA

【一体的に運営する場合の区分】

| | ①通所介護・ 地域密着型通所介護 | ②通所介護 従前相当サービス | ③通所型 サービスA |
|--------------------|------------------------------------|-------------------|---------------|
| 食堂及び機能訓練室の 必要面積 | ①②③のサービスの同時最大定員 × 3 m ² | | |
| 提供にあたる職員の区分 | ①②のサービス間では区分しない | ①②と区分する | |
| 利用定員 | ①②のサービス間では区分しない | ①②と区分する | |
| 人員基準 | ①②のサービス間では区分しない | ①②と区分する | |

1 定員及び事業所規模の区分等の取扱い

(1) 定員

- ①と②の利用者の合算で利用定員を定める。
- ③の利用者で利用定員を定める。
⇒①と②の利用定員と、③の利用定員はそれぞれ定める。

(2) 事業所規模の区分

- ①（通所介護に限る）の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、③の利用者数は含めない。

(3) 定員超過（減算）

- ①と②で利用定員の超過利用となる場合、減算となる。
- ③が利用定員の超過利用となる場合、減算とならない。
⇒①と②の利用定員と、③の利用定員はそれぞれ定める。

2 人員等の取扱い

(1) 人員の取扱い

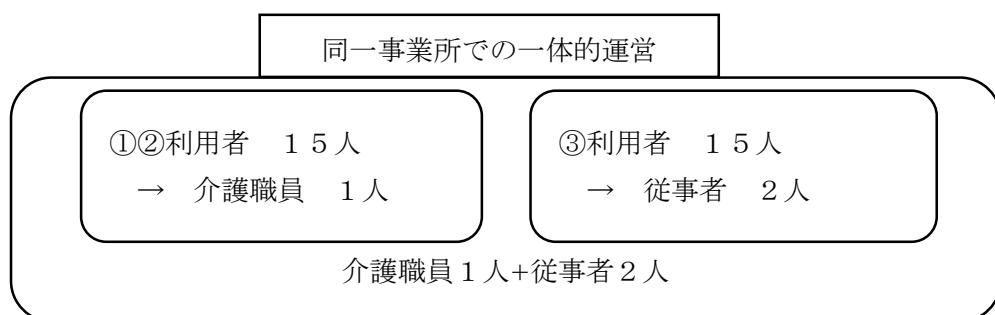
- 原則として、管理者及び従事者は専従でなければならない。ただし、管理者については、管理者の業務に支障がないと認められる場合は、兼務は可。（P 4 参照）
- ①及び②と③を一体的に運営する場合であっても、③は①及び②とは別に人員基準を満たす必要がある。

(2) 人員欠如（減算）

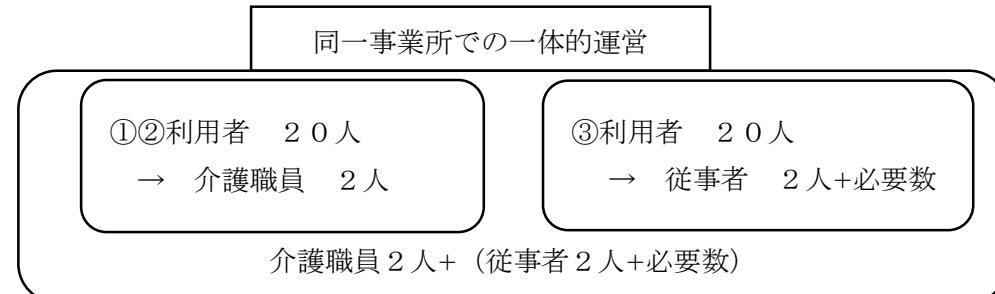
- ①と②で人員欠如となる場合、減算となる。
- ③が人員欠如となる場合、減算とならない。
⇒①と②の利用定員と、③の利用定員はそれぞれ定める。

(3) 通所介護等と一体的に運営する場合、介護職員・従事者の考え方

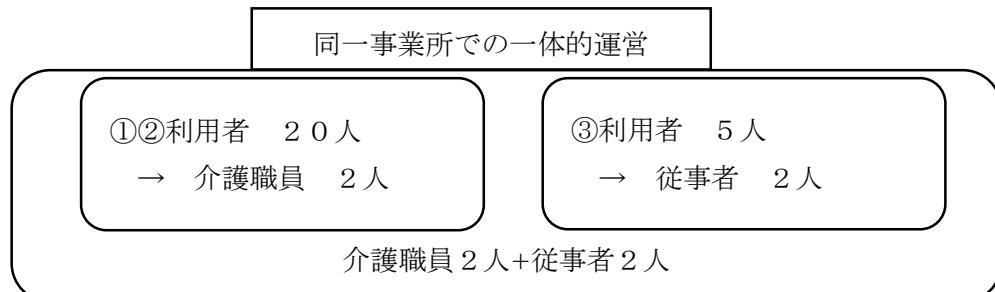
【例 1 ①②の利用者が 15 人、③の利用者が 15 人の場合】



【例 2 ①②の利用者が 20 人、③の利用者が 20 人の場合】



【例 3 ①②の利用者が 20 人、③の利用者が 5 人の場合】



参考

【介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン】についてのQ&A（平成27年8月19日版）】

(問9) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求める加算の算定要件について、どのように考えればよいか

(回答) 1 算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算（I）・（II）」と「認知症加算」については、人員基準の取扱いと同様、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護相当のサービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱うこととする。

※個別機能訓練加算（I）の算定においては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件であるが、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとする。

2 また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービスAの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。

(問10) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればよいのか。

(回答) 1 サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、

- ・ 通所型サービスAの職員は含めず、
- ・ 従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員は含めて、職員の割合を算出する。

2 この場合、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。

(問 11) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。

(回答) 通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。
- ・ 通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

(問 12) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

(回答) 1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
- ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。

2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
- ・ 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

(問 13) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるのか。

(回答) 1 通所介護の定員については、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定めることとしている。

2 したがって、通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの合計定員が 18 名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。

(問 14) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保するべきか。

(回答) 1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、利用定員×3 m²以上、
- ・ 通所型サービスAについては、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。

2 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3 m²以上確保する必要がある。

3 なお、この場合、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能である。

【平成27年度報酬改定に関するQ&A vol 1（平成27年4月1日版）】

(問 51) 指定通所介護と第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））を一体的に実施する場合の指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数の考え方如何。また、その際の指定通所介護事業所の利用定員の考え方如何。

(答) 1 指定通所介護と第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービス）を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））の利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数には含めない。

2 指定通所介護と第一号通所事業（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者に第一号通所事業（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）の利用者数を含めて計算し、指定通所介護事業所の利用者数に含めることになる。

IV 運営基準

1 サービス開始の前に

(1) 内容及び手続の説明及び同意

通所型サービスAの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従事者等の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択を資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(2) 提供拒否の禁止

通所型サービスA事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒んではならない。また、利用者が特定のサービス利用を希望することを理由に、サービスの提供を拒んではならない。

【 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合 】

- 事業所の現員では、利用申込に応じきれない場合
- 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスAを提供することが困難な場合

(3) サービス提供困難時の対応

通所型サービスA事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、地域包括支援センター又は当該センターから委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(4) 受給資格等の確認

サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認すること。また、要支援認定を受けていない場合には、事業対象者であるかどうかを確認すること。

(5) 要支援認定等の申請に係る援助

サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、行われていない場合は利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 サービス開始に当たって

(1) 心身の状況等の把握

サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努め、記録しなければならない。

(2) 地域包括支援センター等との連携

サービスの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

また、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(3) 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供

地域包括支援センター等が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成している場合には、当該計画に沿った通所型サービスAを提供しなければならない。

(4) 介護予防サービス計画等の変更の援助

利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他必要な援助を行わなければならない。

(5) 個別サービス計画 ◆

通所型サービスAに係る個別サービス計画は要しない。

3 サービス提供時

(1) サービス提供の記録

サービスを提供した際は、具体的なサービスの内容及び利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

また、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

【 記録内容 】

- サービス提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等について記録すること。
- サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠となるため、介護報酬の請求内容を証明できるための内容の記録が必要となる。

(2) 利用料等の受領

- 法定代理受領サービスとして提供される通所型サービスAについての利用者負担として、第1号事業支給費用基準額の1割相当額（一定以上所得者は、2割及び3割相当額）の支払を受けなければならない。また、利用者から支払を受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければならない。
- 前項のほか、次号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 食事の提供に要する費用
 - おむつ代
 - 前号に掲げるもののほか、介護予防に係る運動やレクリエーションに要する費用のうち、利用者に負担させることが適當と認められる費用
- 前項の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

(3) 基本取扱方針

- 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。
- 自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識して、サービスの提供に努めること。

- 利用者がその有する能力を最大限活用できるような方法によるサービスの提供に努めること。
- 利用者とのコミュニケーションを十分に図る他、様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めること。

(4) 具体的取扱方針

- 主治の医師又は歯科医師からの伝達情報やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者的心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 介護予防サービス計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- 支援をする上で留意点や具体的な内容等について、サービス担当者会議等で利用者や家族、介護支援専門員等とともに確認を行うこと。
- 懇切丁寧を旨として、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも3月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、サービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、介護予防サービス計画等に基づくサービス提供の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うこと。
- 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

4 サービス提供時の注意点

(1) 利用者に関する市への通知

利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- 正当な理由なしに通所型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき
- 偽りその他不正な行為によってサービス提供を受け、又は受けようとしたとき

(2) 緊急時等の対応

従事者等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

5 事業運営

(1) 管理者の責務

- 従事者及び業務の管理を一元的に行うこと
- 従事者に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うこと

(2) 運営規程

通所型サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

【 運営規程の内容 】

- 事業の目的及び運営の方針
- 従事者の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間
- 通所型サービスAの利用定員
- 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- 通常の事業の実施地域
- サービス利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方針
- 非常災害対策
- その他運営に関する重要事項

(3) 勤務体制の確保等

利用者に対して、適切な通所型サービスAを提供できるよう、通所型サービスA事業所ごとに従事者等の勤務体制を定め、当該事業所の従事者によって通所型サービスAを提供しなければならない。また、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(4) 衛生管理等

- 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 通所型サービスA事業所において感染症が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 定員の遵守

利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

(6) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(7) 掲示

通所型サービスA事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(8) 秘密保持等

従事者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。また、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(9) 広告

通所型サービスA事業所について、広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(10) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止

通所型サービスA事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(11) 苦情処理

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等について記録しなければならない。

また、市の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(12) 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族及び地域包括支援センター等に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(13) 記録の整備

従事者等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

また、利用者に対するサービスの提供に関する次の次号に掲げる記録を整備し、サービスの提供の完結の日から5年間保存しなければならぬ。

【 記録内容 】

- 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 市への通知に係る記録
- 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際してとった処理についての記録

(14) 会計の区分

通所型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならぬ。

V 介護報酬請求 ◆

- 国民健康保険団体連合会を通した請求。
- 地域単価、自己負担、給付制限は通所介護従前相当サービスと同様とする。
 - 地域単価 1 単位 = 10 円
 - 自己負担 各利用者の負担割合に応じた額
- 国民健康保険団体連合会においてサービスコードの負担割合の審査は行わないため、利用者の負担割合に応じて、サービスコードを選択する必要がある。